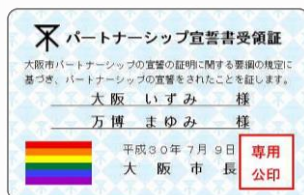


男女間の人権問題について考えてみよう

“同性パートナーシップ制度”って何？

～性別にとらわれず、誰もが多様性を認め合える社会を～



この受領証の提示を受けられた方へ
この受領証は、大阪市として、お二人が互いに人生のパートナーとして日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいきいきと輝き活躍されることを期待するものです。
この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に理解くださいますようお願いいたします。
特記事項

大阪市が発行している
宣誓書受領証
(カード形式)

“同性パートナーシップ制度”とは、地方自治体が、同性カップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行するもので、平成27年に、東京都の渋谷区と世田谷区で同時に施行され、その後、この制度を導入する自治体が増えています。

海外の先進国で導入されている「シビルユニオン（法律婚と同様あるいは類似する法的権利を認められているカップル）」とは異なり、法的な保証などが十分に受けられるものではありませんが、当事者の方々にとっては、公的に認められる関係ということで、1つの明るい材料となっています。

宇部市においても、人権施策推進審議会でご意見を伺い、他市等の取組状況も参考にしながら、今後、導入に向けた検討を行っていきます。

女性への暴力撤廃はSDGs目標の一つ

～男女共同参画社会を実現するために克服すべき重要課題～



令和元年度
啓発リーフレット
(内閣府作成)

11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」。
これを受け、毎年、11月12～25日の2週間は、全国的に「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発期間として、さまざまなキャンペーンが行われています。

宇部市でも、ときわ公園内の石炭記念館を、シンボルカラーのパープルでライトアップしました。

たとえいかなる理由があろうとも、暴力は決して許されるべきものではありません。

一人ひとりが高い人権意識を持ち、互いに相手を尊重できる社会づくりを進めていきましょう。



DVの陰に潜む児童虐待に注意を！

～「宇部市配偶者暴力相談支援センター」へご相談を～



相談窓口はこちら

専用電話 さあさ、ヨロシク
33-4649

日時 月～金 9～16時

費用 無料

※祝日、年末年始は除きます。
男性相談は予約が必要です。

DVは、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊し、子どもの心や身体にさまざまな悪影響を与えます。

子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、特に、子どもの見ている前で夫婦間で暴力をふるうこと（面前DV）は、子どもへの心理的虐待にあたる深刻な問題です。

また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。

もし、「自分にも心当たりが…」と思われたら、家族間の信頼関係が崩れていく前に、迷わず専門の相談機関を訪ねてみてください。

あなたのプライバシーは守られますので、安心してご相談ください。